



白い雪、青い空。富士山剣ヶ峰から皆さんのご多幸を。

撮影者 会員 海野 宏行

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.yokoben.or.jp/>

弁護士ラエスタ in KANAGAWAのお知らせ

日程 平成24年2月12日(日)
テーマ 「今、神奈川県で大震災が起きたら
そのとき、弁護士・弁護士会は？行政は？
そして、あなたは？」
場所 横浜市開港記念会館・横浜弁護士会館



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

新年のご挨拶

横浜弁護士会 会長 小島 周一

新年あけましておめでとうございます。新しい年を迎え、昨年皆様にご厚情に感謝いたしますとともに、本年の皆様のご多幸をお祈り申し上げます。

昨年は、3月11日に発生した東日本大震災と、その後の原子力発電所事故に関する支援活動に多くの力を割いた1年でありました。おかげさまで、多くの会員の皆様にご協力いただき、県内避難所への訪問相談活動、福島県などの県外避難所への応援相談、原発事故損害賠償説明会の開催などの取組みを進めることができました。これも多くの取組みを通じ、私も横浜弁護士会の底力を実感することができました。本年も引き続きこれら支援活動に取り組みとともに、2月12日に開催される弁護士ラエスタでは、メインテーマとして震災を取り上げ、行政の方々ともタイアップしながら神奈川での震災対策を考えたいと思っております。

昨年11月11日にパシフィコ横浜で開催された日弁連主催の弁護士業務改革シンポジウムにつきましても、320名を超える会員の皆様にご参加いただき、成功裏に終えることができました。ご尽力いただいた委員会の先生方をはじめ、皆様に改めて感謝申し上げます。会館リニューアルに関しては、関係委員会のご協力も得ながら検討を進め、おかげさまで、昨年12月28日の臨時総会において基本方針を策定することができました。本年はこの基本方針に基づき、着工に向けた準備を進めていくこととなります。

また、昨年は、被疑者・少年援助事業の大幅な伸びや、新規事業などによる財政状況を受けて、加算報酬の基準額減額という負担を会員の皆様にお願ひせざるを得ないこともございました。当会の健全財政を維持し、かつ、必要な活動を十分行っていくために、財政面についての中・長期的な視点にたった検討体制の構築と、当面行いうる対策の検討を、本年度中に行いたいと考えております。

当会は、会員数1300名に迫る単位会となりました。修習生の給費制維持、法曹人口・養成制度に対する取組みなど、全国的な、あるいは立法的な課題についても、その規模にふさわしい活動が求められております。弁護士・弁護士会に対する県民からの期待と要求も一層強まっております。

当会が直面する課題はこのように様々ですが、執行部一同、力を合わせて努力して参りたいと存じます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

山ゆり

震災を機に事務所を移転した。旧事務所は裁判所から徒歩3、4分と大変便利であったが、築40年以上が経過しており、耐震補強もしていなかった。震災のときは、横浜公園に避難し、事務所が入っているビルが隣のビルにぶつかりそうになりながら揺れているのを驚きながら見ていた▼4階に入居していた我が事務所は、木製のロッカーが倒れただけで大きな被害はなかったが、上の階の法律事務所はかなり大変だったようである。結局、その事務所も移転したようだ▼私の移転先は、不老町。関内駅から海側(裁判所方面)とは逆に向かう、いわゆる山側にある。横浜と言えば海のイメージが強く、海に近い方が賃料は高いと言われていた。しかし、震災後は、津波の恐ろしさから山側に移転する企業等も多かったと聞く。我が事務所は今度も4階であり、ここまでくれば津波の被害は避けられそうであるが、自然の力は侮れない▼日本で生活する以上、地震や津波から逃れることはできない。我々ができることは、万が一に備えることだけである。震災から約10か月が経つが、あの時に味わった底知れない恐怖、不安を忘れずにいなければならない。

(谷山 哲也)

弁護士業務改革シンポジウム in YOKOHAMA 盛大に開催

11月11日、パシフィコ横浜にて、日弁連主催の第17回弁護士業務改革シンポジウム(業革シンポ)が開催された。当日の来場者数は、弁護士1374名、一般参加者569名の合計1943名で、過去最大規模のシンポとなった。

歴史的な参加者数に

業革シンポは、昭和60年に第1回が開催され、2年に1回、全国の道府県庁所在地にて持ち回りで実施されている。首都圏における業革シンポは、平成7年に東京で第9回が開催されて以来である。

前回の業革シンポは平成21年11月に愛媛県松山市で開催され、約900名の参加者を得て5つの分科会が行われた。それに対して今回の横浜でのシンポは、2011年11月

歴史上も永く記憶に留められるものである。

多くの来賓と、熱気あふれる分科会

午前10時からの全体会では、安藤肇当副会長

11日に11の分科会を実施するという、偶然にも11づくしのものとなり、これに因んで、参加者数も2011人を超えることを大目標とした。惜しくも達しなかったものの、あいにくの悪天候にもかかわらず2000に近い数字を得られたことは、画期的な出来事であった。

これまで神奈川県で開催された日弁連主催の大会で、参加者数が1000名以上となったのは、昭和57年の人権擁護大会(参加者数約1000名)以来のことであり、今回の業革シンポは、当会の

第6分科会で講演する渡邊美樹氏

若手法曹サポートセンターによる第6分科会は、「夢」の実現をテーマとして、若手弁護士や法科大学院生等に向けて調査・研究成果を発表し、約800名の参加者があった。ワタミ株式会社の渡邊美樹氏は、夢を持ち続けることの大切さを熱く語る講演を行い、大変好評であった。

があり、会場は熱気に満ちていた。

地方自治体の自立と弁護士役割を扱った第2分科会では、自治体関係者を中心として予想を遙かに超える参加者があり、立ち見も出る状態だった。

今回の業革シンポにおいて各分科会を取り上げられたテーマは①弁護士業務の拡大②司法基盤の整備③事務所経営のあり方④弁護士の生き方に大きく分けることができる。これらのテーマについて、各分科会とも1年以上の期間にわたって大規模なアンケートや海外調査をするなどした上でのシンポであり、各分科会の発表内容を盛り込んだ

10時40分からは、各分科会に分かれて講演、パネルディスカッション等が行われた。

若手法曹サポートセンターによる第6分科会には、「夢」の実現をテーマとして、若手弁護士や法科大学院生等に向けて調査・研究成果を発表し、約800名の参加者があった。ワタミ株式会社の渡邊美樹氏は、夢を持ち続けることの大切さを熱く語る講演を行い、大変好評であった。

子どもたちにも弁護士を

国選付添人シンポジウム

基調報告書は、個々の弁護士が今後弁護士業務を行っていく上で、様々な場面で役立つものである。午後4時50分からは、

中国雑技団による華麗な演技

メイン会場で再び全体会が行われ、各分科会ごとに報告がなされた。その後小原委員長から、今回のシンポは、「横浜シンポ前、横浜シンポ後」というように語り継がれるであろう歴史的な転換点であるとの全体総括がなされた。

懇親会も華やかに

シンポ終了後、午後6時30分から、横浜ロイヤルパークホテルにおいて、高岡俊之、吉川知恵子両会員の司会による懇親会が開催された。来賓

の古尾谷光男神奈川県副知事、大場茂美横浜市副市長、塚原良一横浜商工会議所専務理事の祝辞の後、中国各地の国立雑技団より特別に選抜されたメンバーで構成される「中国雑技芸術団」による華麗な演技が披露され、会場は大いに盛り上がった。

約470名の参加者を得て、懇親会も大盛況であった。今回の業革シンポは、平成25年11月8日に神戸市で開催される予定だが、今回の横浜シンポを受けて、更にもう一つのものに発展していくか、大いに期待される。(業革シンポ実行委員会 副委員長 石井 誠)

それぞれの立場から語るパネリストの面々

11月19日、当会主催で、全面的な国選付添人制度の実現を目指すシンポジウムが当会会館にて行われた。前半は、元法務大臣である千葉景子会員による講演があった。社会が子どもたちの発育を見守り、子どもたちが立ち直る手助けをしなければならぬ。付添人は少年と反省の機会を持ち、ともに考え、更生の入口を作っていく。社会全体が少年の更生を見守ることが必要であり、付添人はその役割の一端を担う。そうし

た少年の更生が、やがては社会の力になる、と語った。次に、金子祐子会員が、付添人の役割や、家裁送致後の少年に付添人がつく割合は成人の被告人に比べて低く割合に比べてずっと低いという現状等について報告した。飛騨野理会員は、実際に付添人と関わった元少年及び保護者へのアンケート結果を報告し、付添人が必要とする生の声を伝えた。後半は、パネリストに横浜家庭裁判所小田原支

(会員 藤沖 彩)

非常勤裁判官に 応募してみませんか

11月15日、当会館に 層の充実・活性化を目的
として設置されている。
（民事・家事調停官）の
非常勤裁判官のあ
り方を考える」が開催
された。

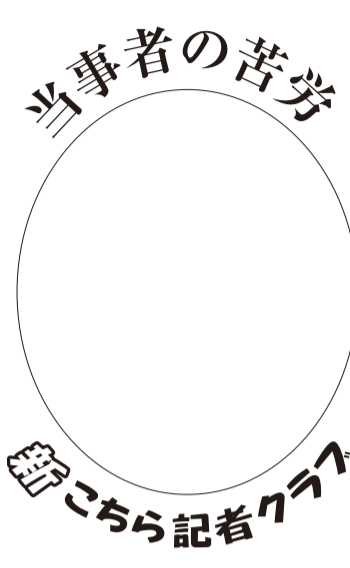
非常勤裁判官制度は、
弁護士から常勤裁判官へ
の任官を促進するための
環境整備、調停手続の一

三 非常勤裁判官経験を語る
木恵美子 会員

と、「弁護士でありつつ
非常勤裁判官として調停
手続に参与していただく
ことに意義がある」という
認識が広がっていること
と、非常勤裁判官を経験
された当会会員が「やっ
て良かった」と口を揃え
ていることは、非常勤裁
判官を送り出す委員会所
属の者として嬉しい限り
である。

今後引き続き非常勤
裁判官を送り出し、その
中から常勤裁判官を輩出
するのが夢である。皆さ
んもぜひ非常勤裁判官に
応募してみてほしいと思
う。

（裁判官評価検討・人材
育成支援等推進委員会
副委員長 種村 求）



「住宅街の近くに悪質な産廃
施設を建設するなんておかし
い」。学生時代、環境問題に関
心があり、産廃廃棄物処理施設
建設をめぐる裁判に携わった。
当時、国の環境規制
が現在ほど厳しくは
なく、全国で悪質な
産廃業者と地域住民
との間で訴訟やトラ
ブルが相次いでい
た。和歌山市内の建
設予定地は住宅街近
くで多くの専門家が
健康被害の危険性を
指摘。10万を越える
反対署名を集め、千
人規模の住民集会を
何度も開いた。建設の許可権者
の市長に不許可を訴え、記者会
見も開いた。市は「技術基準に
適合しておらず、周辺環境への
配慮も不十分」として業者の建

設申請を不許可にした。
ところが業者は不許可を不服
として市を提訴。環境面の利害
関係者として、補助参加人とし
ては全国最大規模の市民約67

粛な雰囲気緊張し、飛び交う
法律用語にも戸惑った。裁判は
一審で業者が勝訴したが、市民
の理解が得られないままでの建
設は得策ではないとして、控訴
審で業者が訴えを取
り下げ、建設は中止
となり事実上の勝利
となった。

あれから時が過
ぎ、いま横浜地裁で
さまざまな裁判を取
材している。日々の
取材に追われ判決内
容だけに目を向けが
ちだが、自分がかつ
て経験したように、
当事者の苦勞や背
景、人間ドラマなどにも目を向
けられるような取材を心掛けた
い。

（共同通信 横浜支局
藤原 崇志）

神奈川県警との意見交換会

11月2日、当会館に
おいて、神奈川県警本部
と当会弁護士業務妨害対
策委員会との間で、弁護

士業務妨害に関する意見
交換会が開催された。県
警からは、刑事総務課刑
事指導官室長齋藤盛司警
視他6名の参加が得ら
れ、当会からは、狩倉博
之副会長、竹森裕子委員
長及び委員5名、並びに
事務局1名が出席した。

発言をする神奈川県警担当者

まず、竹森委員長から
平成22年6月2日に発生
した前野義広弁護士殺害
事件について報告が行わ
れた。次に、小嶋千城委
員から平成22年度及び同
23年度に当委員会に支援
要請のあった業務妨害事
件の経過について報告が
あった。これに対して、
県警側から「通常の弁護
士業務におけるトラブル
とはどのようなものか」、
「業務妨害事件に兆候的
なものはあるのか」等
様々な質問があり、弁護
士業務妨害について有益
な意見交換ができた。

県警側からは、業務妨
害を受けた場合、具体的
な妨害内容さえわかれば
何らかの対応が可能であ
ることから、警察署等に
直ちに相談することを勧
められた。また、生活安
全総務課から、県警と当
会の間で、犯罪一般の予
防を含む協定を締結する
ことについて提案がなさ
れた。意見交換会は次年
度以降も定期的な開催を
することが確認された。

意見交換会の後、懇親
会が行われた。懇親会で
酒食を共にし、さらに忌
憚のない意見交換及び交
流が行われ、弁護士業務
妨害につき、より具体的
なイメージを持つてもら
うことができ、県警担当
者らとの間で相互理解が
深まった。

（会員 出田 浩一）

常議員会 のいま

目的は共通、意見は多様

会員 青木 亮祐（新61期）

容は多岐にわたるもの
の、執行部と常議員が目
的とする弁護士像・弁護
士会像を共通にしている
ためか、採決に至るとも
つばらスムーズに決まる。
もともと、採決に至る
まで議論は活発であり、
私自身には思いも及ばな
い執行部への質問や意見
が多い。

意見や質問には、横浜
弁護士会を愛し、より良
くしたいという熱意が込
められている。また、執
行部の回答には、弁護士
会を取り巻く環境への対
応策が多く含まれてお
り、これからの弁護士会
の運営についていち早く
感知でき、議論に圧倒さ
れている。

その後、「若手の会
員からも一言」と議長か
ら求められると、「ぐぬ
ぬ……特にありません」と
答えるしかないのだ。
私は静かに会の議論につ

常議員会では、弁護士
会全体の運営・活動につ

いて議論が行われるた
め、議案や報告事項の内

容は静かに会の議論につ

秘境めぐり

私のホビール

会員 猪本 芳子

奥穂高山頂から槍岳方面を望む

皆様は大西洋に浮かぶスペイン領カナリア諸島のグランカナリア島をご存知でしょうか。コロンブスは、この地を最後の補給基地として、大航海へと乗り出しました。

私は、そのグランカナリア島で生まれました。生まれたその日に、父に帰国命令が出たため、生後わずか40日で、未知の世界(日本)へと飛行機で旅立ちました。

小・中・高と横浜の公立校に通い、普通の日本人として成長したはずですが、「三つ子の魂百まで」とは良く言ったもので、未知の世界に惹かれる性格は、死ぬまで変わりそうもありません。

今まで訪れた地域で特に印象深かったのは、ア

ルゼンチン北部のウマワカ渓谷とチベットです。ウマワカは、アルゼンチン北部の世界遺産で、標高2939メートルに位置する先住民の町です。町を観光していると、赤ん坊を背負った小さなインディオの子供達が私の周りに集まってきました。つぶらな瞳で、じつとこちらを見ていて、目が合うと、可愛らしくはにかむのです。

しかし、そのうち、白人観光客までが、私の周りに集まって来ていることに気づきました。彼の地では、私のほうが、珍しい生き物として見物されていたようです。

もう一つの忘れ得ぬ地、チベットは、言わずと知れた天空の聖地です。

鉄道開通前でしたので、私は、寝台バスに乗り、5000メートルの峠を越えてチベット入りしました。あと数時間でラサに到着するところで、突然バスが故障するハプニングがあり、到着までに40時間かかりました。

しかし、それだけに、ダライラマの宮殿、ポタラ宮を目にしたときの感動はひとしおでした。あの、青くて近い空、神々しさは忘れられません。

最近では、登山にはまり、今年の夏は、北アルプスの常念岳と燕岳の縦走、奥穂高登山を果たしました。

秘境好きの皆様、横浜旅行・登山同好会を作りませんか。

日いち葉(ひにちぐすり)という言葉を知りました。つらく悲しい出来事も時の経過がやがて癒してくれ、といった意味で使われるそうです。未曾有の災害に見舞わ

れた昨年でしたが、時はめぐり、また新しい1年がやってきました。被災された方々が癒されるには長い時間が必要でしょうし、解決しない問題も山積ですが、少しでも明るい年になっていくように、祈るばかりです。

デスク 猪本 芳子
記者 畑中 隆爾
谷山 哲也
三谷 淳
田丸 明子
三浦 靖彦
吉田 正穂
古西 達夫
風間 靖教

大成功!

上海市律師協会との第1回共同セミナー

日中の不動産法律実務に関して

活発な意見交換

記念品を交換する両会長

11月25日、上海において、当会と上海市律師協会との共同セミナーが開催された。両会は平成21年4月28日に横浜で友好協定を締結しており、本セミナーは右協定に基づいた共同研修活動の一環として企画されたものである。当会国際交流委員会は1年以上前から本企画の実現に向けて準備を続けており、結果、当会

からは約30人が本セミナーに参加し、大変意義のある交流をすることができた。以下、共同セミナーを含む訪中の様子を紹介する。

当会訪中団は11月23日午後上海に到着し、横浜企業経営支援財団(IDEC)上海事務所副所長の黄氏のアテンドのもと、市内視察を行った。東方明珠という(スカイ

ツリー)が出来るまではアジア一の高さを誇るテレビ塔を見学し、地上260メートルにある展望台からの上海市街の風景を楽しんだ後、市内を流れる黄浦江のほとりのレストランで中華料理に舌鼓を打ちつつ訪中の成功を祈念した。

翌24日、午前中は田子坊と呼ばれるショッピング・グルメエリアを散策

し、豫園という上海市内にある明代の庭園を見学した。平日であるにもかかわらず観光客で大変賑わっており、現在の中国の勢いや注目度の高さを実感させられた。

同日午後、訪中団はこの日に現地入りした当会執行部と合流し、上海市第一中级人民法院を表敬訪問した。中国では民事裁判は訴訟提起から6か月以内に判決が下されるのが原則であり裁判の迅速性が日本より強調されていることなど、お互いの法制度について活発な報告がなされた。

25日午前中は上海市人民檢察院を表敬訪問した。検査院からは、取調

べ状況の録音・録画制度について紹介があり、また、日本の国選弁護士制度の概要や裁判員の選任方法などについて質問がなされるなど、ここでも活発な意見交換が行われた。

昼食をとり一息入れた後、午後から上海市律師協会ビルの100人は入ろうかという大会議室にて共同セミナーが開始された。テーマは日中の不動産法律実務についてで

あり、上海市律師協会盛雷鳴会長及び当会小島周一会長の挨拶並びに記念品交換が行われた後、セミナーは開始された。当会からは鈴木軌士会長が日本の不動産売買に関する法制度を、立川正雄会長が日本の不動産賃借に関する法制度を限られた時間の中で要領よく紹介した。上海側からは中国不動産投資に関わる法律実務及び中国の不動産賃借に関する法律問題

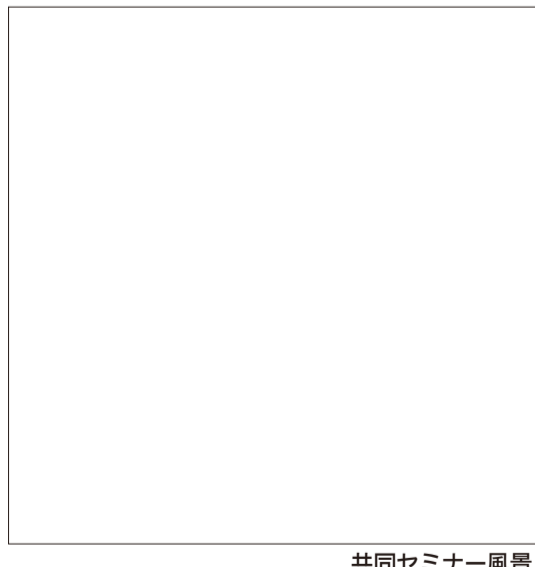
の紹介がなされた。発表後には活発な質疑応答がなされ、上海側の閉会の挨拶の際には、同会は今後政府に対してマンションのメンテナンスに関する法律の立法について提言を行っていく予定であり、日本の右法制度について詳しく説明してほしい旨の要望があった。これに対しては、すかさず立川会長が住宅の品質確保の促進等に関する法律等の存在を教示するなどし、セミナーは大盛況のうちに終了した。

訪中団は翌26日午後、充実感とともに上海を後にした。

今回の共同セミナーは友好協定に基づいた具体的な交流活動の第一歩であったが、比較的身近なテーマである不動産に関する法制度について論じ合うことにより、当会会員にとって中国法については中国における法律業務を身近に感じることが出来たのではないかとと思う。このような交流活動は継続していくことが何より重要であり、初めてのセミナーが成功に終わったのは大変に意義のあることであった。

共同セミナー風景

編集後記



(会員 岡部 健一)